

国営かんがい排水事業	事業主体 国	所管課班 農村振興課 広域水利調整班
------------	--------	--------------------

事業の内容

農業生産の基礎となるダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路等の農業用排水施設の整備を行う。

採択基準

各事業種類について、現に存在する受益面積がおおむね3,000ha(離島において行われるもの並びに畑に係るものにあつては、1,000ha)以上の一般型と、おおむね500ha(畑に係るものにあつては、100ha)以上の特別型に分類され、かつ、本事業の対象となる農業用排水施設は、末端支配面積がおおむね500ha(畑に係るものにあつては100ha、離島において行われる排水施設に係る事業については末端支配面積がおおむね200ha(畑に係るものにあつては100ha)、重要度及び緊急性の高い施設として農林水産省農村振興局長が別に定める要件に該当する施設の整備については、末端支配面積がおおむね100ha)以上のもの。

ただし、地区の実情を勘案し、上記末端支配面積に満たない施設についても、農業水利制御システム及び畑地におけるファームポンド等も事業の対象となる。

国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設(通水量等がおおむね0.5m³/s(重要度及び緊急性の高い施設にあつてはおおむね0.1m³/s)以上で老朽化が著しく維持管理に支障が生じるもの等)の更新のために行う事業は、当該施設の整備を行った国営土地改良事業の受益地がおおむね3,000ha以上現に存り、かつ、末端支配面積がおおむね500ha以上の施設が対象。

また、耐震化対策、地域防災対策又は豪雨災害対策を行う施設については、上記にかかわらず、末端支配面積がおおむね300ha以上のものを本事業の対象とする。

表1. 事業の分類(事業抜粋)

分類	事業の種類	事業の内容	
		新設事業 (農業用排水施設の新設)	更新事業 (農業用排水施設の変更又は廃止)
一般型	かんがい排水事業	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、以下の各事業に該当しないもの	
	国営造成土地改良施設整備事業*1	—	国営土地改良事業により造成された基幹的な農業用排水施設に係る軽微な変更の事業
	国営流域水質保全機能増進事業	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、循環かんがいシステム等による水質保全機能の増進を図ることを目的とするもの	
	国営農業用水再編対策事業	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、農業用水の効率的な利用等を図り、水資源の有効利用に資することを目的とするもの	
	国営農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)	農業用排水施設の整備を行う事業であつて、農業用水の効率的な利用等を図り、地域用水機能の増進に資することを目的とするもの	

*1 管理設備、電源設備、非常用電源装置又は放流警報設備の整備のみを行う国営造成土地改良施設整備事業に関する採択及び予算措置は、令和7年までとする。

特別型	高収益作物導入促進事業	高収益作物の導入促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営水利システム再編事業（農地集積促進型）	農地集積の促進に資する農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営洪水調節機能強化事業	「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結済み又は締結する見込みの農業用ダムの利水機能の確保及び洪水調節機能の強化のための農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営施設応急対策事業 *2 （詳細はP. 14を参照のこと）	—	農業用排水施設について、不測の事態が発生した場合における応急対策、その発生原因の究明調査及び当該施設の機能を保全するための整備等を行う事業
	低炭素農業水利システム構築事業	低炭素型の農業水利システムへの移行のための農業用排水施設の整備を行う事業	
	国営施設集約再編事業	—	農業用排水施設について、老朽化等による機能低下がみられる施設の集約・再編を伴う整備を行う事業
	国営施設機能保全総合対策事業	—	農業用排水施設の機能を総合的に保全するための整備を行う事業

*2 当該事業は令和4年3月31日までに採択された施設が対象となる。

表2. 施設毎各団体負担割合

負担割合	区 分	国	県 (条例)	市町村	その他	備考	
〔H5年度以降 着工地区〕	1. ダ ム						
	受益面積 5,000ha 貯水量 700万 m ³ 以上	70	25	5	—		
	一般 上記以外のダム	2/3	17	6	10.4		
	2. 頭 首 工						
	受益面積5,000ha以上	70	25	5	—		
	5,000ha未満	2/3	17	6	10.4		
	3. 排水機場、樋門						
	受益面積5,000ha以上	70	25	5	—		
	3,000ha以上5,000ha未満	2/3	23.4	8	2.0		
	1,000ha以上3,000ha未満	2/3	20.9	8	4.5		
	1,000ha未満	2/3	17	6	10.4		
	更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0		

4. 排水路					
受益面積1,000ha以上	2/3	20.9	8	4.5	
1,000ha未満	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
5. 用水機場、樋門、導水路					
全施設	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
6. 用水路					
全施設	2/3	17	6	10.4	
更新事業に係るもの	2/3	19.4	9	5.0	
7. 農業水利制御システム					
全施設	50	25	10	15	
更新事業に係るもの	50	29	14	7.0	
応急対策（国営施設応急対策事業）*3	2/3	19.4	9	5.0	
一体的に行う耐震化対策 （国営耐震対策一体型かんがい排水事業）	2/3	30	3.4	-	

*3 当該事業は令和4年3月31日までに採択された施設が対象となる。